

平成26年度事業方針

日本経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組の政策効果から、消費等の内需を中心としてゆるやかな景気回復基調の動きが広がっている。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれるが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や電気料金等の値上げには留意が必要となっている。

このような状況の中、県内の労働災害による死亡者数は54人で、前年より5人増加し、休業4日以上死傷災害も6534人で前年同期に対し142人(2.0%)の増加となり、12次防の目標である年間で3%減の目標が未達成となりました。

刈谷管内では、労働災害による死亡者数は5人で前年より2人増加となり、休業4日以上死傷病件数は439件で昨年比で6件(1.3%)の減少となりました。また、「平成25年監督指導白書」によれば、管内の労働基準関係法令等に対する違反率は70.0%となり、昨年より6.5ポイント減少したものの、依然として、多数の事業場で労働基準関係法令違反が認められています。

また、労働局からの協会に期待する事項として、(1)基本的な労働基準関係法令の周知・啓発 (2)適切な労務管理への支援 (3)自主的な労働災害防止活動への支援 (4)企業と企業、企業と教育機関の連携の要の4点が要望されています。

以上の背景から、当協会は、「働く人すべてが、安心して安全で健康に働ける職場環境づくり」を達成するため、労働基準行政の方針に従い、地域行政とも協業し、下記の事項を推進していきます。

1. 労働者の安全と健康の確保対策の推進

- (1) 化学物質も含めたリスクアセスメントの促進による労働災害の防止
- (2) 中小規模事業場への化学物質の把握、管理方法の教育・支援
- (3) 小規模事業場を対象としたメンタルヘルス対策の支援
- (4) 第3次産業に対するアプローチ、意見交換会の実施

2. 労働者の労働条件の確保・改善の推進

- (1) 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- (2) 相談事例を基にした基本的な労働基準法、労働契約法等(含む法改正の内容)の周知

3. 各種教育及び情報(法令、指針等)の周知と啓発

- (1) 西三河三協会との協業による技能講習、特別教育等の実施、充実
- (2) 無料相談窓口開設による安全衛生・労務管理等の指導、助言の実施
- (3) 協会報「KA・RI・YA」及び協会ホームページの活用